

消費者保護ルールの在り方に関する検討会（第 51 回）  
令和 4 年改正電気通信事業法施行規則への対応状況に関するヒアリング  
追加質問事項

<質問>

(1) 2019 年事業法改正に伴い、移動体通信においては既往契約に関する法令等に不適合な点の解消を経験している経験は活かせるものと考えられるでしょうか。または、今般の論点と異なるような状況や環境が存在するとお考えでしょうか。

(2) 「既往契約のお客様」への不利益の発生は、その後の個別の特典等対応により（特典等を受ける時間的違いはあるが）回避可能とはならないでしょうか。

(西村構成員)

(株式会社 NTT ドコモ 回答)

(1)

- 既往契約に関する法令等に不適合な点の解消という点では、モバイルにおいては新しいプランへの移行を促す取り組みを行うよう、総務省から電気通信事業者に対して周知等の要請が行われ、業界として移行促進に取り組みました。
- 固定においても、同様の取組みが考えられるところです。(総務省からの要請、それを受けた各電気通信事業者の移行促進の取組み)
- 当社においては、既に契約期間満了通知において新プランの案内を行っており、今後も継続していく考えです。

(2)

- ドコモ光における「既往契約のお客様」への不利益として、当社においては「更新ありがとうポイント」が適用されなくなる点があります。新しいプランにおいては、解約金が低減することによる利用状況の変化等も見込み、適用しないこととしております。

以上